

令和8年度 障害福祉サービス事業者等集団指導講習会 質疑応答一覧表

No.	サービス種別	意見	回答	担当課
1	就労継続支援B型 生活介護	運営に関する事項の計画作成の部分でわかりにくかったのですが、原案の同意と交付、計画作成の同意と交付とがありましたが、同意書のようなものが2段階で必要になる、との解釈でよろしいのでしょうか。 また、原案の同意は、個別面談の聞き取り書などでの計画の方向性を確認してもらってその聞き取り書に同意印をもらうなどで対応は可能ですか。	資料に掲載しておりました、計画作成のプロセスについて、楕円形で囲まれている「原案の同意と交付」及び「計画作成の担当者への交付」につきましては、計画相談支援及び障害児相談支援事業所のみが該当するステップとなります。計画相談支援及び障害児相談支援事業所以外の事業所では不要となりますことご留意ください。 原案の同意については、聞き取り書等ではなく、原案に同意を得るようにお願いいたします。	保健福祉課 法人指導係
2	共同生活援助	いわき市内における障がい福祉サービスの提供状況について、種別毎、地域毎の過不足の実態を教えてください。（今後のサービス提供の参考にさせていただきたいため。）	昨年度、第6次いわき市障害者計画等に係るアンケート調査としてニーズ調査を実施しているので参考にしてください。 https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1776824870410/index.html	障がい福祉課
3	児童発達支援 放課後等デイサービス	処遇改善加算において生産性向上の取組を行う場合に記録が必要とのことですが、何を記録したらよいのでしょうか。	例えば、生産性向上の取組みて必須とされている事項として、「現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している」が挙げられますが、従業員に対し現場の課題を聞き取り調査した記録、抽出された課題について改善策を討議した議事録などが、「現場の課題の見える化」について実施した記録であると言えます。その他、各事業所ごとに誓約した取組があると存じますため、誓約ごとに取組を行ったことが証明できるよう、記録を残していただけたらと思います。	障がい福祉課
4	障害児相談支援	実地指導は、希望すれば毎年来ていただいて業務について教えて頂く事は可能でしょうか？	当係で実施している運営指導については、希望を募っての実施は行っておりません。3年に1度は各事業所に対し、運営指導に入れるように、調整及び計画を行っているところでありますので、運営指導に入るまでの期間は自主点検等をおこなっていただきますようお願いいたします。	保健福祉課 法人指導係
5	計画相談支援	弊事業所はコンプラ重視で業務にあたっていますが、なにか自分でも気が付かないうちに業務の仕方が間違えていたりしていないか心配になる事があります。 数年に一度ではなく、希望すれば毎年実地指導に来てチェックして頂く事は可能でしょうか？	No. 4と同様。	保健福祉課 法人指導係
6	放課後等デイサービス 児童発達支援	障害児通所支援の基準人員や加配加算等において利用定員10名の場合、10名を超えての利用予定を組むことも基準違反となる認識であり、基本的には利用人数は10名以下となると思うが、指摘事例と解説で示されているように10名を超えた利用があるという場合は具体的にどのような場合が回答いただきたい。	お見込みの通り、利用定員を超えることは基準違反ではありますが、災害、虐待その他のやむを得ない事業がある場合はこの限りではないとされています。 具体的には、適正なサービス提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障がい児を事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、定員超過減算に該当しない範囲の受け入れを可能としています。 やむを得ない事情等がない状況で、定員超過する場合は指導対象となりますので、やむを得ない事情に該当するかしないか判断が難しい場合は、障がい福祉課までご相談ください。	保健福祉課 法人指導係
7	放課後等デイサービス 児童発達支援	自然災害及び感染症における業務継続計画において、災害や感染症発生の中で業務継続するにあたり、人員基準に満たなくなる場合も想定されるがその場合も人員欠如減算や加配加算の算定不可などの取り扱いになるのかご回答いただきたい。	災害や感染症といった、合理的な理由が認められる場合は、定員超過、基準人員の欠如等が発生しても、減算や加算の算定不可は発生いたしません。また、定員超過に関して、災害以外の以下の事項もやむを得ない事由に該当します。 ・障がいの特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障がい児に継続した支援を行う必要がある場合。 ・障がい児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障がい児の福祉を損ねることとなる場合。 いずれにせよ、各自治体ごとに柔軟な判断をしてよいとされているため、ご相談いただけたらと思います。	障がい福祉課
8	放課後等デイサービス 児童発達支援	最新の障害児通所支援施設等の感染症等発生報告の手順があれば改めて明示していただきたい。	いわき市ホームページにてご確認いただけたらと思います。 （更新日：2026年3月20日） https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1698711759474/index.html	障がい福祉課

令和8年度 障害福祉サービス事業者等集団指導講習会 質疑応答一覧表

No.	サービス種別	意見	回答	担当課
9	生活介護	欠席時加算について質問です。前々日・前日・当日が取れるのは理解しましたが、例えば当日の連絡で、当日と次の日の休みの連絡があった場合は当日のみ欠席時加算が取れるのでしょうか？ 次の日は前日になるので欠席時加算が取れるのでしょうか？ 当事業所では現在は連休の時は初日しかとっていません。	欠席時加算については、利用日の前々日・前日・当日に欠席の連絡があった場合に算定できます。ついては、ご質問いただいた例を準用しますと、例えば4/1の連絡で、利用日4/1及び4/2分の欠席連絡があった場合、欠席の連絡については4/1分は当日の連絡、4/2分は前日の連絡となりますので、両日とも算定要件を満たします。	保健福祉課 法人指導係
10	就労継続支援B型	欠席時対応記録票につきまして、いわき市で統一された用紙又は、事業所の任意の用紙でよろしいのでしょうか？	お見込みのとおりです。 欠席時対応記録票の様式に指定はありませんので、市で作成した様式を事業所で使用しやすい様に修正いただくことも差し支えございません。	保健福祉課 法人指導係
11	就労継続支援B型	避難訓練の際、車いすの方1名に対して1名の職員でよろしいのでしょうか？	人員数の基準はございませんが、施設の規模といった施設の特性や要介護レベルなど施設利用者の特性ごとにその人数を把握した上で、避難先までの距離や経路を考慮して、移動手段や移動に必要な機材や支援要員の人数を避難確保計画として定めていただくようお願いします。	障がい福祉課